

豊川市監査公表第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	柴	田	訓	成

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会学校教育課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～ 令和6年11月7日

3 監査の実施期間

令和6年9月4日～ 令和6年11月7日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について

イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務に関する事務について

オ 人事に関する事務について

カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

- (ア) 教職員・児童生徒の健診、教職員結核予防検診及び小児生活習慣病検査の委託業務の指名見積において、予定価格の決定に関わる見積書を複数の医療機関から徴取していなかった。そのため、適切な予定価格となるよう受託者以外の受託可能な医療機関等を調査し、見積書を徴取するよう事務を検討されたい。